

佐賀県建設工事入札審査会設置要綱

(設置)

第1条 県が発注する工事等について、入札・契約手続の適正な執行を図り、その透明性、客観性を確保するため佐賀県建設工事入札審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(業務)

第2条 審査会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 県が発注した工事における競争参加資格の設定方法等について審議すること。
- (3) 入札参加資格の確認等条件付一般競争入札（県が発注した工事及び委託業務に限る。）の手続きに対する県の理由説明に不服がある場合の申立てについて審議すること。
- (4) 県が発注した工事及び委託業務に関し、入札談合情報があった場合の入札の実施又は取りやめについて審議すること。
- (5) 指名停止等措置における苦情申立てに対する県の回答に不服がある場合の申立てについて審議すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上（第2条第4号に係る会議にあつては、委員2名以上）の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号及び2号に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として3か月に1回開催する。

- 4 第2条第3号に係る会議（以下「苦情処理会議」という。）は、佐賀県建設工事条件付一般競争入札実施要領第13条第4項又は佐賀県建設関連業務条件付一般競争入札実施要領第13条第4項の規定に基づき知事から審議の依頼があったときは、開催しなければならない。
- 5 第2条第4号に係る会議（以下「入札談合情報会議」という。）は、公正入札調査委員会から諮問されたときは、開催しなければならない。
- 6 第2条第5号に係る会議（以下「指名停止措置再苦情処理会議」という。）は、佐賀県指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領第8条の規定に基づき知事から審議の依頼があったときは、開催しなければならない。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 定例会議は、公開とする。ただし、会長が審査会に諮り非公開が適当と判断した場合は非公開とする。
- 9 苦情処理会議、入札談合情報会議及び指名停止措置再苦情処理会議は、非公開とする。

（報告）

- 第5条 審査会は、定例会議を開催したときは、その結果を知事に報告しなければならない。
- 2 審査会は、第2条第1号及び第2号に係る会議の結果、改善すべき事項等があると認めるときは、知事に対し意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、苦情処理会議、入札談合情報会議及び指名停止措置再苦情処理会議を開催したときは、意見書を作成しその結果を苦情処理会議及び指名停止措置再苦情処理会議にあっては知事に、入札談合情報会議にあっては公正入札調査委員会に報告しなければならない。
 - 4 前項の報告は、苦情処理会議又は指名停止措置再苦情処理会議に係る報告にあっては、苦情又は再苦情の申立てがあった日から50日以内に行うものとし、入札談合情報会議に係る報告にあっては、開催後速やかに行うものとする。

（委員の除斥）

- 第6条 委員は、第2条第2号から第5号までの業務について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

（守秘義務）

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、県土整備部建設・技術課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。